

平成 18 年 4 月 1 日から実施します

可燃ごみ処理費用の一部負担（有料化）

問合せ先 環境衛生課

ハリケーンや台風が大型化してきている原因のひとつに水面温度の上昇があります。北極の水が溶け出しているのも地球が温暖化しているからです。その原因は、煙突から出る煙や自動車などから出る排気ガスが地球を暖め、フロンガスがオゾン層を破壊し、紫外線をコントロールできなくなってきたからだといわれています。

わたしたちの日常生活において発生するごみの焼却も、排出基準値などをクリアしているとはいえ、少なからず地球環境に負担をかけています。世界の先進国のなかで、日本ほどごみを大量焼却処分している国はありません。そのなかでも残念ながら、本市の市民ひとりあたりのごみの排出量は、大阪府内の市町村のなかで 8 番目に多い量となっています。

そこで今回、可燃ごみ有料化という手法を使って、本市のごみ排出量を大幅に削減したいと考えています。可燃ごみ有料化は、全国的にもかなりの自治体で実施され、ごみの減量化に一定の効果をあげています。

さて、本市の可燃ごみの処理費は、10 kgあたり 259 円かかっています。平成 18 年 4 月から、そのうちの 50 円を市の 50 ㍓指定袋（10 kg相当量）を購入していただく形で、市民のみなさんに負担をお願いすることについて、今年 3 月議会で承認をいただきました。少し小さい 20 ㍓指定袋（20 円）もあわせて用意します。

新聞・雑誌・段ボールなどの紙類、カン、ビン、古着など再利用できる資源ごみは、平成 18 年度もこれまでどおり市が無料で収集します。また、ペットボトルについては、これまで公共施設などに置いている回収箱は極力残しつつ、平成 18 年 4 月から、月に 2 回ビンと同じ日に所定のごみ置き場に出していただければ、市が無料で収集し、再資源化する予定です。市民のみなさんからいただく市指定袋購入代金をペットボトルの再資源化の経費にも充てていきます。

さらにペットボトルを除く容器包装プラスチックについては、分別・洗浄して市販の無色透明の袋に入れ、週 2 回の可燃ごみの収集日に所定のごみ置き場へ出していただければ、無料で収集します。当面の間は焼却場で焼却しますが、将来的には再資源化していきたいと考えています。

もうひとつ市民のみなさんにお願いしたいことは、町会や自治会などそれぞれの地域で協力し、アルミ缶や新聞紙など、その時点での相場にもよりますが、少なくとも有償で回収業者に引き取ってもらえるものを自分たちで集め、直接、業者に売却していただくことです。アルミ缶もジュースやビールが残っている状態のものと、きれいに水洗いしたものとでは、引き取り価格もちがってくるようです。

いままで、可燃ごみ袋の中に紛れ込んでいた再利用できるものを外へ出して、資源ごみとして、市の無料収集や町会・自治会の集団回収などいわゆる再資源化ルートに載せていくことに

より、これまで 2 袋出していたごみが 1 袋になり、50 ㍻袋で出していたごみが 20 ㍻袋でも入るようになる、すなわち焼却処分するごみの量が減ること、ひいては市民負担が少しでも軽減されることを切に期待しています。

これらのことを市民のみなさんにお伝えし、平成 18 年 4 月からの可燃ごみの有料化や減量化ならびに再資源化への取り組みにご理解とご協力をお願いします。

可燃ごみ有料化のお願い

平成 15 年度に市内の家庭から収集した可燃ごみの収集量・処理経費については、次の表のとおりです。

収集した可燃ごみは、すべて焼却施設に搬入され、焼却処理されています。これらの経費は可燃ごみ 10 kg あたり 2 5 9 円で、平成 18 年 4 月から、そのうちの約 20%（1 kg あたり 5 円）の負担を市民のみなさんをお願いするものです。

可 燃 ご み 収 集 量	収 集 運 搬 ・ 焼 却 処 理 経 費	1 0 kg あ た り の 経 費
2 6 , 4 5 3 t	6 8 5 , 3 3 9 , 1 8 5 円	2 5 9 円

【有料化実施方法】

家庭から出た可燃ごみ（週 2 回収集分）を「ごみ処理費用の一部負担（手数料）」として購入していただいた市指定袋で出してください。市指定袋以外の袋で出された可燃ごみは収集できません。

ごみ処理費用の一部負担金		(手数料) (一袋につき)	
● 2 0 ㍻袋	2 0 円	● 5 0 ㍻袋	5 0 円

※平成 18 年 3 月から市指定袋取扱所（市内コンビニエンスストア・スーパーなど）で販売する予定です。詳しくは、平成 18 年 3 月に全戸配布予定のパンフレットでお知らせします。

紙・ペットボトルは資源！

焼かざるを得ないごみは焼却処理するしかありません。しかし、残念ながら可燃ごみ袋のなかには紙類やペットボトルなどのリサイクルできる資源が混入されているのが現状です。

たとえば、牛乳などの紙パック、菓子やティッシュペーパーなどの紙箱、紙袋などは可燃ごみとして出してしまうがちですが、これらも新聞、雑誌、段ボールと同様に紙類としてリサイクルできます。ひもで十文字に結び、月 2 回の紙類・古着の収集日に所定のごみ置き場に出してください。

また、ペットボトルは、ボトルの中をよく洗い、キャップやラベルをはずして、公共施設な

どに置いている回収箱に入れてください。なお、平成 18 年 4 月からは、月 2 回のビンの収集日に所定のごみ置き場にビンとあわせて出していただければ、無料で収集し、リサイクルしていきます。

このようにリサイクルできる資源ごみを市民一人ひとりが確実に可燃ごみ袋から取り出すことで、焼却処理量を減らすことができます。みなさんのご協力をお願いします。

容器包装プラスチックのリサイクル

リサイクルできる資源のひとつに容器包装プラスチック（菓子・タバコなどの外フィルム、トレイ、たまごパックなど）があります。これらをリサイクルするためには、収集運搬や中間処理などにばく大な経費がかかります。

一方、市は深刻な財政状況のもと、財政健全化計画を断行中であり、こうした費用を捻出することが困難な状況です。将来的にはこれらのリサイクルに取り組む計画ですが、その準備段階として、平成 18 年 4 月から容器包装プラスチックを市販の無色透明の袋に入れていただき、週 2 回の可燃ごみの収集日に所定のごみ置き場に出していただければ、無料で収集するという取り組みを始めます。当面の間は、可燃ごみとともに焼却施設で焼却しますが、可能な限り速やかにリサイクルしていきたいと考えています。なお、詳しくは市報 12 月号でお知らせします。

焼却施設の老朽化

市内の可燃ごみの焼却施設である泉佐野市田尻町清掃施設組合 第二事業所の老朽化が深刻な問題となっています。一般的に焼却施設の寿命は 20～25 年といわれており、昭和 61 年に竣工したこの施設も稼働年数 20 年目を迎えます。老朽化により施設が安定的に運転できなくなることは、すべての市民の日常生活に支障をきたすだけでなく、経済的・産業的にも大混乱をまねきます。

新規施設の整備は、財政上の問題があるからといって、先に延ばせることではありません。新規施設（焼却施設とはいわず、熱回収施設という。焼却熱を利用し、発電などを行う施設）の建設に関して、国では一定のごみ減量目標を定め、計画的に減量化・資源化を進めれば、建設資金の一部を交付する制度があります。これはぜひ活用したい制度です。

みなさんのご協力で

有料化は、まさしく市民のみなさんに負担をお願いすることです。今後、各町会などで順次説明会を開催し、市民のみなさんにお知らせしていきます。

また、この有料化により、みなさんからいただいた歳入を財源にし、ごみの減量化やリサイクルの取り組みを今後も強化していきたいと考えています。

それぞれの家庭で資源ごみの分別と可燃ごみの減量に取り組み、市全体としてのごみの減量化をめざしましょう。

可燃ごみとして出されたごみをしらべてみると・・・

焼却処理せざるを得ないものは全体の75.13%で、ごみをきちんと分別すると、可燃ごみの量は激減します。

分別による可燃ごみの減量とリサイクルを推し進め、美しく環境にやさしいまちづくりをめざしましょう。

可燃物として出してはいけないもの

1.82%

(容積比: 0.56%)

(不燃物 1.75%・金属 0.07%)

ペットボトルを除く

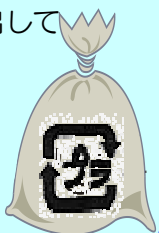
容器包装プラスチック類

8.7%

(容積比: 29.04%)

平成 18 年 4 月から、市販の無色透明の袋に入れて週 2 回の可燃ごみの収集日にあわせて出してください。

当面は焼却処理しますが、リサイクルをめざします。



紙類	10.60%
古着	2.79%
ペットボトル	0.66%
ビン	0.22%
カン	0.08%

容器包装プラスチック	6.72%
レジ袋	1.51%
トレイ	0.47%

生ごみ	43.13%
その他の可燃ごみ	19.50%
リサイクルできない紙類	12.50%

資源としてリサイクルできるもの

14.35%

【ペットボトル】

(容積比: 2.17%)

ボトルの中をよく洗い、キャップ・ラベルをはずし、公共施設などにある回収箱へ出してください。平成 18 年 4 月からは、市販の無色透明の袋に入れて月 2 回のビンの収集日に出してください。

【カン・ビン】

(容積比: 0.11%)

中をよく洗い、分別し、市販の無色透明の袋に入れておのの月 2 回の収集日に出してください。

【紙類・古着】

(容積比: 28.77%)

分別し、ひもで十文字に結んで月 2 回の収集日に出してください。

焼却処理せざるを得ないもの

75.13%

(容積比: 39.35%)

平成 18 年 4 月から週 2 回の可燃ごみの収集日に市指定袋に入れて出してください。



泉佐野市田尻町清掃施設組合 平成 15 年度調査から

(可燃ごみとして収集したもの 105.62 kg の重量比内訳)